

○ 用語集

A～Z

- DV

「ドメスティック・バイオレンス」(domestic violence)。配偶者や内縁関係、両親・子・兄弟・親戚などの家族、恋人など、親密な関係の中で起こる暴力。

- GDP

国内総生産。日本の国内で、1年間に新しく生みだされた生産物やサービスの金額の総和。

- NPO法人

特定非営利活動法人。特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人。「非営利」とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味する。

- WWFジャパン

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン。地球環境の保全に取り組む民間の団体。

あ行

- アウトソーシング

行政や企業が執り行う業務を外部の企業等へ委託すること。

- アドプト事業

特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者が養子縁組（アドプト）をして、定期的に美化活動を行う事業。

- 一般財源

用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。

か行

- 基準財政収入額

自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。一方、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額を基準財政需要額という。

- 行政委員

専門知識や政治的中立性が求められる行政の仕事について、合議などで判断する行政機関。委員には弁護士や大学教授、企業関係者ら有識者が就くことが多い。

- 行政評価

行政活動を統一的な視点と手法によって客観的に評価し、評価結果をもとに改善策を考え、行政運営に反映させる仕組み。行政（市、県、国など）が行う様々な活動が、うまく市民の役に立っているかを常時点検し、改善していこうとするもの。

- 経常収支比率
財政構造の弾力性を測定する比率で、市税、普通交付税等を中心とする経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費にどの程度充当されているかを示す割合。この比率が高いほど財政構造に弾力性がなく硬直化している。
- 経常利益
企業が行う経常的な経済活動によって生じる利益。
- 公営企業会計
地方公営企業法に基づき、独立採算制を基本とした事業運営を行っている会計。本市では、2会計（水道事業、モーターボート競走事業会計）。
- 公債費
道路や公共施設などの整備のため借り入れた市債の返済や一時借入金利子の支払いにあてる経費。
- 国庫支出金
国が地方公共団体に支出・交付する資金のうち、その用途が特定されているもの。
- 子ども・子育て関連3法
子ども・子育て支援の新たな仕組みに関する三つの法律。①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

さ行

- 財政力指数
地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税の算定に使われる。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3カ年の平均値。この指数が高いほど、財政力が強く財源に余裕がある。
- ジェネリック医薬品
後発医薬品（Generic drug）。これまで効き目や安全性が実証されてきた薬と同等と認められた低価格な薬。
- 財政再生団体
財政状況が著しく悪化し、国の管理下で財政再建に取り組む団体。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債比率のいずれかが財政再生基準以上である場合、財政再生団体に指定される。従来の「地方財政再建促進特別措置法」に基づく財政再建団体に代わるもの。
- 事業仕分け
市が実施する事業を根本から見直し、公開の場において、担当職員と外部の評価者が議論して仕分ける作業のこと。その結果、経費削減が図られ、生み出された財源を必要な事業に配分することなどを目的としている。

- 市債
道路や公共施設などを整備する場合のように、長期間にわたって多くの者が利用することができ、多額の費用が必要なもののために、市が国や県、金融機関等から借り入れる借金。（地方債を含む。）
- 自主財源
地方公共団体が自主的に調達できる財源。地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金など。
- 市税
市民の皆さんが納める税金のことであり、市民税や固定資産税、軽自動車税などがある。
- 自治基本条例
行政だけではなく、市民等も含んだ自治体の運営全般に関して、その理念や原則、制度を定めたもので、「まちづくりの主役は市民であること」を明確にし、その実現のためには、市民や行政等がどうあるべきかを定めたルール。
- 指定管理者制度
公の施設の管理運営を、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等を含む幅広い団体に行わせることができる制度。
- シティプロモーション
観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。
- ジョブローテーション
社員・職員の能力開発のために、単一の業務ではなく多くの業務を経験させるよう定期的に職務の異動を行うこと。
- 自立支援給付
自立支援給付は障害者自立支援法に基づいた社会保障サービスで、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給等で構成される。
- 人件費
職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。
- 人事考課制度
従業員の所属している業務に対する貢献度、職務遂行度を一定の方式に従って評価する制度。
- 水道事業ビジョン
水道事業における基本的方針を定めた長期構想で、50年後、100年後の水道の理想像を示し、その実現に向けて当面取り組むべき具体的方策をとりまとめたもの。

た行

- 地方交付税
国が徴収した税金から市の財政状況に応じて交付されるお金。基準財政需要額から基準財政収入額を控除して算定される。
- 地方債
地方自治法及び地方財政法において、地方公共団体が資金の調達のために負担する債務で、会計年度を越えて返済が行なわれるもの。公債の一種であり、地方債証券及び借入金を含めた意味で用いられる。
- 地方人口ビジョン
国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示したもの。
- 地方版総合戦略
まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、各地方公共団体自らが、客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの「処方せん」を示すもの。
- 投資的経費
道路整備や施設建設など、まちづくりのための建設事業費。
- 徳島滞納整理機構
県内の全市町村（24団体）の参加により、市町村税等の大口・困難な滞納事案を専門に迅速かつ効率的に処理するための機構。
- 特定健康診査
内臓脂肪型肥満に着目した、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を選び出すための健診。
- 特定保健指導
特定健康診査の結果、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人に対してのみ実施され、対象者が健康的な生活に自ら改善できるよう、さまざまな働きかけやアドバイスをを行うもの。
- 特別会計
特定の事業を行うための予算で、保険料や使用料などの特定の収入でまかなう会計。本市では、9会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、公共下水道事業、公設地方卸売市場事業、産業団地開発事業、光熱水費等支出、給与費等管理、公債費管理特別会計）。
- 特別交付税
特別の財政需要がある場合や、普通交付税の額が財政需要に比べて過少であると認められた場合に交付される地方交付税。
- トップダウン
企業経営などで、組織の上層部が意思決定をし、その実行を下部組織に指示する管理方式。

な行

- ネーミングライツ
スポーツ施設や文化施設などの施設名称に企業名や商品名等を付けることのできる権利。施設命名権。

は行

- パブリシティ
行政機関などが、広く一般に知らせたい情報を報道機関に提供したり、また、取材に応じたりして、記事や映像として報道してもらうための広報活動。
- 評価モニタリング制度
指定管理者により提供されるサービスについて、協定書等で定められた水準が充足されているかを、指定管理者からの報告や実地調査等により確認・監視する制度。
- 普通会計
業務内容に差のある個々の地方公共団体の状況を比較・分析するため、総務省の定める基準により公営事業会計以外の会計を統合した会計区分。本市では、一般会計と住宅新築資金等貸付事業を合算したものとなる。
- 物件費
人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
- 標準財政規模
特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額。
- ふるさと納税制度
新たに税を納めるものではなく、ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村）に対して行う寄付金のこと。
- 扶助費
高齢者や障害者、子どもたちの成長を支援したり生活保護などを行うための費用。
- ボトムアップ
下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく管理方式。

や行

- 有効求人倍率
公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの。
景気動向を見るために作成される景気動向指数の一致系列に採用されている。

ら行

- ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの。給与制度・運用の実態を示す指標となる。

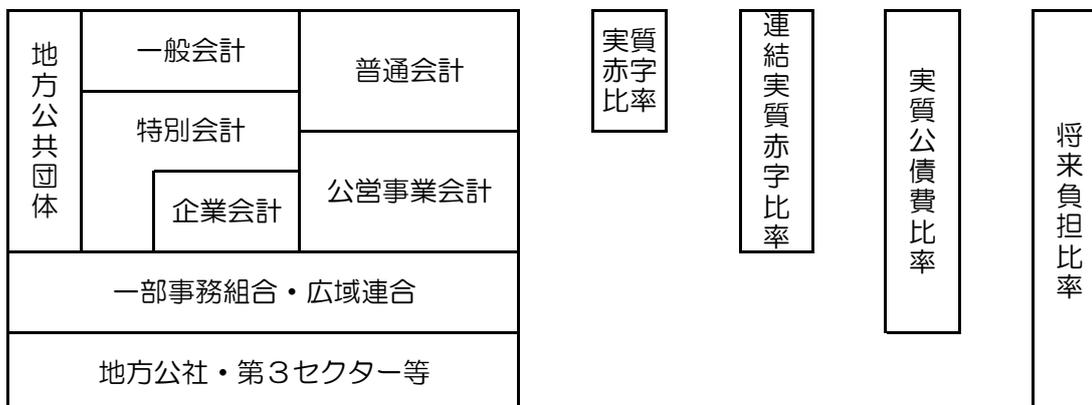
- 臨時財政対策債

国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らが発行する地方債のこと。後年度、償還費用の金額が地方交付税で償還される。

- レセプト点検

医療費の過払いを防ぐため、患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書（レセプト）を点検すること。

○4つの健全化指標



(1) 実質赤字比率

普通会計の赤字の程度を指標化することで、財政運営の深刻度がわかります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

普通会計のみならず特別会計、公営企業会計の全ての赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化することで、市全体の財政運営の深刻度がわかります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

地方公共団体が持つ地方債（借入金）の返済額及びこれに準じたものを加えた額の大きさを指標化することで、資金繰りの柔軟度がわかります。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{特定財源} - \text{基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(4) 将来負担比率

地方公共団体が持つ地方債（借入金）及び将来支払わなければならない負担等の残高の程度を指標化することで、将来財政を圧迫する可能性が高いかがわかります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{基金額} - \text{特定財源} - \text{基準財政需要額算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$